

釧路十勝海区漁業調整委員会指示第3号

十勝総合振興局管内広尾町の楽古川河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

平成30年8月1日

釧路十勝海区漁業調整委員会会長 川崎 一 好



十勝総合振興局管内広尾町の楽古川河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間はさけ及びますを採捕してはならない。

ただし、北海道海面漁業調整規則第45条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。

区 域					期 間
河口及び沿岸		方位(真方位)		沖合	
左海岸	右海岸	左方	右方		
300m	300m	111° 00'	111° 00'	300m	平成30年 8月20日から 平成30年11月30日まで

この表による河口付近の区域は、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。

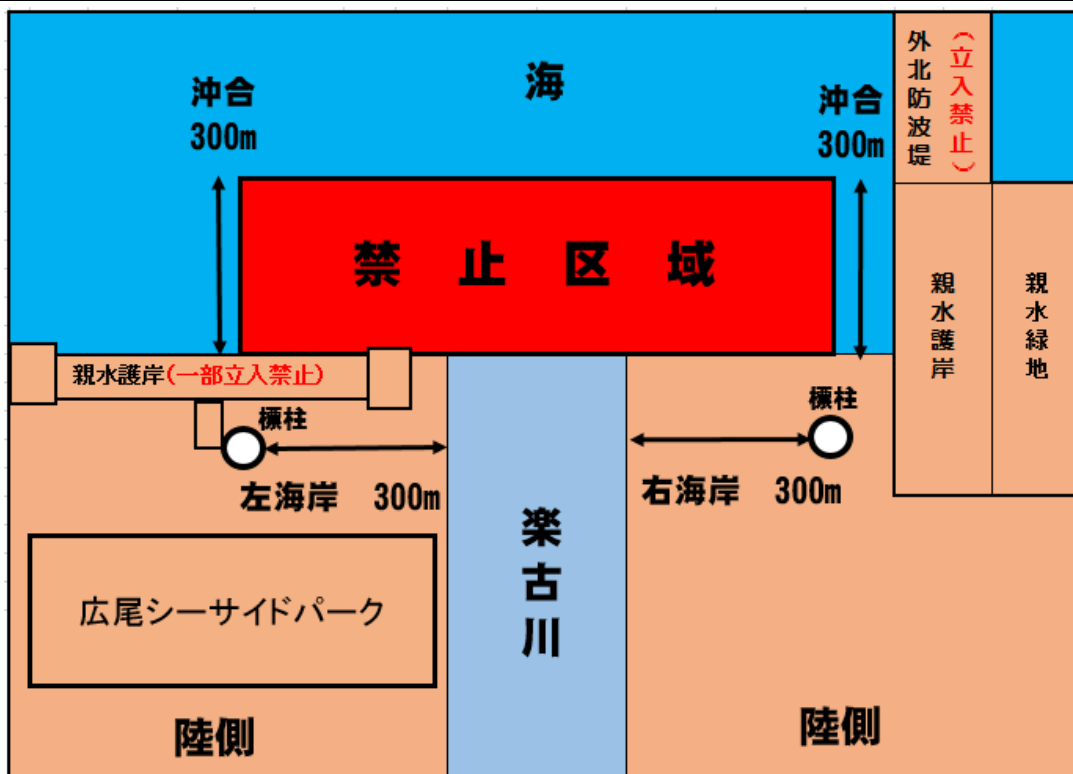
「楽古川」の河口付近における サケ・マス採捕の禁止について

十勝総合振興局管内広尾町の楽古川の河口付近では、サケ・マスの繁殖保護のため、8月20日から11月30までの期間及び次の区域のサケ・マスの採捕を、釧路十勝海区漁業調整委員会の海区委員会指示により、禁止することといたしました。

大切な水産資源を保護し、育てていくためには関係法令や規則を守りましょう。遊漁者の皆様のご協力をお願いいたします。

○ 委員会指示（禁止区域等）

町名	河川名	河口及び沿岸		方位（真方位）		沖出し（沖合）	禁止期間
		左海岸	右海岸	左方	右方		
広尾町	楽古川	300m	300m	111° 00′	111° 00′	300m	8/20～11/30



連絡先：釧路十勝海区漁業調整委員会（十勝駐在所）・十勝総合振興局
TEL：0155-26-9059（直通）